

・健康に関する項目(31項目)

No.	項目名	基準値	区分	説明	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100個以下であること	病原微生物	清浄な水には少なく汚染水ほど多い傾向があり、飲料水の安全性を判定する有力な指標。	
2	大腸菌	検出されないこと		糞便汚染の指標。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/ℓ以下であること	金属類	鉱山・工場排水に含まれることがある。イタイタイ病の原因物質。	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/ℓ以下であること		鉱山・工場排水に含まれることがある。水俣病の原因物質はメチル水銀。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/ℓ以下であること		精錬所排煙、工場排水に含まれることがある。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/ℓ以下であること		鉱山・工場排水に含まれることがあるほか、鉛製水道管から溶出することがある。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/ℓ以下であること		温泉、鉱山・工場排水に含まれることがある。地下水では主に地質由来。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/ℓ以下であること		六価クロムは人為的物質で、工場排水・浸出水に含まれることがある。	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること	無機物質	腐敗した動植物等自然界に広く分布するが、窒素肥料や生活排水にも含まれる。	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/ℓ以下であること		シアン化合物イオンは工場排水に含まれることがある。塩化シアンは、シアン化合物イオンを塩素処理すると生成するほか、アンモニウムイオン等と残留塩素との反応で生成する。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること		腐敗した動植物等自然界に広く分布するが、窒素肥料や生活排水にも含まれる。	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/ℓ以下であること		工場排水や地質由来の地下水に含まれることがある。高濃度だと斑状歯となることがある。	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/ℓ以下であること		金属の脱脂剤、ガラスなどに使われる。自然水では海水に4.5mg/ℓ程度含有するほか火山地帯の地下水に含まれることがある。	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること	一般有機化学物質	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、洗浄剤などに使用される。揮発性だが地下に浸透すると長期間残留し地下水汚染の原因となる。	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること			
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること			
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること			
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること			水道水の場合、主に消毒剤の次亜塩素酸の分解により生成される。
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること	消毒副生成物	浄水過程で、水中のフミン質等の有機物質と遊離塩素が反応してできる副生成物。	
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること		消毒剤の次亜塩素酸を製造する際、不純物としての臭素から生成される。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること			
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること		トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの4物質の総称。総トリハロメタンとは、それら4物質の含量。	
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること			浄水過程で、水中のフミン質等の有機物質と遊離塩素が反応してできる副生成物。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること			
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること			